平成２１年（フ）第９２２３号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目17番７―1102号
債務者　城使　宏次
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂野　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２７２号
大阪府東大阪市角田３丁目１番23号
債務者　川村　秀樹
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岨中　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２９７号
大阪府高石市東羽衣５丁目２番６号
債務者　大松　清美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇津呂　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８４号
埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台141番地46
債務者　寺島　　龍
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月17日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７０９号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目12番1008号
債務者　林　　良次
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段　　貞行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月３日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７２２号
埼玉県入間市高倉４丁目３番16―202号
債務者　長島　泰男
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　剛毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月17日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７２１号
埼玉県川越市大字的場2466番地１　ガーデンハウスかすみ103号室
債務者　菅原ひろ子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　志穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月24日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８１０２号
大阪府寝屋川市池田西町14番５号
債務者　原内　伸郎
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新谷　俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２２４号
大阪市平野区平野本町１丁目２番３号　みつる荘５号
債務者　新村　正俊
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　謙三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９６号
熊本市月出４丁目４番15号
債務者　渡邉　　樹
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡聰一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６４４６号
大阪府池田市新町１番９―201号
債務者　内村　淳子（旧姓信川）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　眞里
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２２９号
大阪市港区南市岡３丁目10番２―702号
債務者　寺岡　　満
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　吉洋
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１４４５号
堺市西区浜寺諏訪森町西２丁90番地１　ラツール諏訪森301号
債務者　船戸　健一
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４５０号
北海道北斗市文月54番地の２
債務者　野田千亜紀
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２６３号
群馬県太田市世良田町1135番地１
債務者　金子　　潤
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２６４号
群馬県太田市藪塚町1556番地15
債務者　矢野　雅之
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２６５号
群馬県太田市別所町508番地５
債務者　佐々木　誠
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
前橋地方裁判所太田支部